

全建総連版 小規模事業者向け

【小規模事業者向け】建設工事の標準見積書

---

**徹底** 書き方ガイド



賃上げ  
CHALLENGE  
MISSION

技能者（職人）の処遇を改善し、建設業を持続可能なものとしていくためには、技能者を雇用する建設業者において、労務費をはじめとした必要な経費を、請負契約の中でしっかり確保できるようにすることが重要です。

「**【全建総連版小規模事業者向け】建設工事の標準見積書**」は、建設工事の請負契約に際して、「**労務費に関する基準**」「**CCUSレベル別年収**」に基づいた労務費・必要経費・材料費等を内訳明示した見積書を取り交わし、その内容が尊重される商慣行の定着に向け、小規模事業者が注文者・発注者に対して、**歩掛を基本に労務費を算出し**、労務費を明示した見積書を作成・提出する際の助けとなるよう、作成したものです。

**あくまで様式の「例（サンプル）」**ですので、各事業者の取引、実情等において使いやすいよう、必要に応じエクセルを編集して使用してください。

「標準見積書」に加え、この「書き方徹底ガイド」もあわせて活用して、労務費をはじめとした建設工事の施工のために必要な経費を適正な水準でしっかり見積もり、公共工事設計労務単価水準以上の賃金・労務単価を、価格交渉の中で確保することを目指しましょう。

※見積書作成に係る資料等については、国土交通省「**労務費に関する基準ポータルサイト**」を参考にしてください。<https://roumuhi.mlit.go.jp/>



# 見積書作成における全体の算出の流れ(1/3)

見積書： 鑑 (1)

建設業許可番号 \_\_\_\_\_ 見積番号 \_\_\_\_\_  
 知事許可 (般-) 第 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 許可年月日令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

御中 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 所属部門/担当 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

見積書合計金額 (税抜) (A) の内訳

工事名	
工事場所	
見積有効期限	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
支払条件	
工期	自 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
受渡場所	
その他	

見積金額合計(税抜) **¥1,555,354-** 消費税額 155535 -  
 見積金額合計(税込) **¥1,710,889-** 税率 10% -

見積書合計金額 (税抜) (A) の内訳 ※自由記載欄

内 訳	金 額 (税 抜)
※見積金額合計(税抜) (A)	

見積書合計金額 (税抜) (A) のうち、  
**建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費**

内 訳	金 額 (税 抜)
※見積金額合計(税抜) (A)	
材料費	¥628,000-
労務費	備考： ¥837,959-
法定福利費	¥83,796-
建退共掛金	¥3,200-
安全衛生経費	¥2,400-
※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※労務費等と一部重複することがある	

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計 **¥0-**

以上のとおり、お見積り申し上げます。

## 内訳明示する経費

見積書合計金額 (税抜) (A) のうち建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費※の金額を記入してください。

※内訳明示することとされている経費

経 費	
材料費	工事の施工に直接使用される材料の調達費用
労務費	現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない
法定福利費	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分
建退共掛金	建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上
安全衛生経費	労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費 ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回るようになるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。

また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

## 労務費に関する備考欄

歩掛について特記事項がある場合などに記入してください。

## 参考欄 (自由記載) ※不必要な場合は削除して使用ください。

建設労働者の雇用に伴う必要経費等(労務費等を除く)の合計を記入することができます。  
 ★「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。



# 見積書作成における全体の算出の流れ(3/3)

見積書： 鑑 (1)

<b>建設業許可番号</b> 知事許可 (般- ) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日	<b>見積番号</b> 令和 年 月 日
御中	会社名 _____
	所属部門/担当 _____
住所 _____	
電話番号 _____	FAX _____

見積書合計金額 (税抜) (A) の内訳

工事名	
工事場所	
見積有効期限	令和 年 月 日
支払条件	
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
受渡場所	
その他	

<b>見積金額合計(税抜)</b>	<b>¥1,555,354-</b>	消費税額	155535 -
<b>見積金額合計(税込)</b>	<b>¥1,710,889-</b>	税率	10% -

見積書合計金額 (税抜) (A) の内訳 ※自由記載欄

内 訳	金 額 (税 抜)
※見積金額合計(税抜) (A)	

見積書合計金額 (税抜) (A) のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

内 訳	金 額 (税 抜)
※見積金額合計(税抜) (A)	
<b>材料費</b>	<b>¥628,000-</b>
<b>労務費</b> 備考： <small>※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない</small>	<b>¥837,959-</b>
<b>法定福利費</b>	<b>¥83,796-</b>
<b>建退共掛金</b>	<b>¥3,200-</b>
<small>※受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が保険等交付事務を委託していない場合のみ計上する</small>	
<b>安全衛生経費</b> <small>※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※労務費等と一部重複することがある</small>	<b>¥2,400-</b>
<b>(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費 (労務費を除く) の合計</b>	<b>¥0-</b>

以上のとおり、お見積り申し上げます。

**各作業毎に算出された見積り等 (自由記載)**

「【シート2】材料費・労務費等の明細書」シート (→P.14) へ入力した費目を任意で記載。  
 ※直接、自由に記載していただくことも可能です。**この部分の金額は見積書合計に反映されません。**

**雇用に伴う必要経費等 (自由記載)**

「【シート6】諸経費シート (→P.30) へ入力した費目等を、建設労働者の雇用に伴う必要経費等 (労務費等を除く) に該当するものとして合計を任意で記入。  
**この金額は見積書金額合計に反映されます。**

# 用語の解説

# 見積書鑑の記載事項(材料費)

見積書：鑑(2)：別紙

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

内 訳	金 額 (税 抜)
※見積金額合計(税抜)(A)	
材料費	¥628,000-
労務費 備考： ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥837,959-
法定福利費	¥83,796-
建退共掛金 ※受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が退職等交付事務を委託していない場合のみ計上する	¥3,200-
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※労務費等と一部重複することがある	¥2,400-

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回るように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。  
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。  
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	
---------------------------------	--

以上のとおり、お見積り申し上げます。

## 材料費

**工事の施工に直接使用される材料**の調達費用を指します。具体的には、木材、鉄筋、セメント、ガラスなど、工事の完成に直接的に投入される材料の費用です。

なお、再下請先が材料費を必要とする場合には、その分も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

# 見積書鑑の記載事項(労務費)

見積書：鑑(2)：別紙

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

内 訳	金 額 (税 抜)
※見積金額合計(税抜)(A)	
材料費	¥628,000-
労務費 備考： ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥837,959-
法定福利費	¥83,796-
建退共掛金 ※受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が退職等交付事務を委託していない場合のみ計上する	¥3,200-
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※労務費等と一部重複することがある	¥2,400-

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回るように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。  
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。  
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	
---------------------------------	--

以上のとおり、お見積り申し上げます。

## 労務費

**工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受け取るべき賃金の原資**となる費用です。改正建設業法により、「労務費に関する基準(労務費基準)」が作成・勧告され、労務費基準(公共工事設計労務単価×歩掛)を著しく下回る見積り・契約締結が禁止となりました。

※参考：公共工事設計労務単価の考え方  
**労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として労務単価を設定**

基本給相当額(基本給、出来高給)、各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当(家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等)、実物給与(通勤用定期、食事の支給)、臨時的給与(賞与、臨時的賃金、退職金)が含まれます。

また、法定福利費(雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金)のうち、被保険者負担分を含みます。それ以外の費用は含まれません。

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

労務費に関する基準ポータルサイト  
<https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/search/job-type>

# 見積書鑑の記載事項(法定福利費 | 事業主負担分)

見積書：鑑(2)：別紙

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

内 訳	金 額 (税 抜)
※見積金額合計(税抜)(A)	
材料費	¥628,000-
労務費 備考： ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥837,959-
<b>法定福利費</b>	<b>¥83,796-</b>
建退共掛金 ※受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が届出等交付事務を委託していない場合のみ計上する	¥3,200-
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※労務費等と一部重複することがある	¥2,400-

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回るように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。  
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。  
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを償引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	
---------------------------------	--

以上のとおり、お見積り申し上げます。

## 法定福利費(事業主負担分)

**健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分**を指します。

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請業者に適切に支払うことが必要です。

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金※	雇用保険料	労災保険料※
事業主負担分	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	-
本人負担分	労務費	労務費	労務費	-	労務費	-

※事業主が全額負担

★専門工事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、労災保険への加入に必要な費用の計上が必要です。

# 見積書鑑の記載事項(建退共掛金)

見積書：鑑(2)：別紙

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

内 訳	金 額 (税 抜)
※見積金額合計(税抜)(A)	
材料費	¥628,000-
労務費 備考： ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥837,959-
法定福利費	¥83,796-
<b>建退共掛金</b> ※受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が保証等交付事務を委託していない場合のみ計上する	<b>¥3,200-</b>
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※労務費等と一部重複することがある	¥2,400-

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回るように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。  
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。  
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	
---------------------------------	--

以上のとおり、お見積り申し上げます。

### 建退共掛金

**建設業退職金共済制度の掛金を支払うために必要な経費**です。

受注者又は受注者の再下請負先が建退共加入事業者であって、上位の請負者が証紙又は退職金ポイントを一括購入しておらず、受注者が自ら掛金を支払う必要がある場合、再下請先分を含め、建退共に加入している労働者の労働日数分を計上します。

**★専門工事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、掛金を支払うのに必要な費用の計上が必要です。**



# (参考)建設労働者の雇用に伴う必要経費等の合計

見積書：箇(2)：別紙

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

内 訳	金 額 (税 抜)
※見積金額合計(税抜)(A)	
材料費	¥628,000-
労務費 備考： ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥837,959-
法定福利費	¥83,796-
建退共掛金 ※受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が届出等交付事務を委託していない場合のみ計上する	¥3,200-
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※労務費等と一部重複することがある	¥2,400-

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回るように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。  
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考)建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計

以上のとおり、お見積り申し上げます。

## (参考)建設労働者の雇用に伴う必要経費等(労務費等を除く)の合計

主に「諸経費シート」で算出した金額を適切に反映していくための項目です。

★この見積書では、建設業法第20条等に基づき内訳明示が求められる必要経費(法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金)以外の諸経費を基本とし、別の枠を設けて(参考)としております。

この雇用に伴う必要経費の記載については、

- 工種・工事規模等の条件により変動すること、
  - 実際に、雇用に伴う必要経費に関連する措置を、元請・下請のどちらが実施し、契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当事者間で定められるものであること(例えば、作業被服や作業用具を元請・下請のどちらが用意するかなど)、
  - 建設業法第20条第1項等に基づき、見積書で内訳を明示すべき必要経費と、雇用に伴う必要経費の範囲は異なるものであること。
  - ここに記載する雇用に伴う必要経費に利益、本社経費等は含まれないこと
- といった点に留意し、契約当事者間で、十分に協議することが重要です。

★「建設労働者の雇用に伴う必要経費【法定福利費(事業主負担分)、労務管理費等、現場作業にかかる経費(安全管理費等)】」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

※以降は、明細書の説明となります。

# 内訳明示する労務費・必要経費等の算出方法

# 材料費・労務費の算出方法(1/5)

## ①「名称」と②「仕様」全体数量」は必ず入力してください。

標準見積書(小規模事業者向け)  
欄外に参考項目リスト有り

※各作業(工事)毎に分けて、作業(工事)を構成する材料費・労務費等を記載します。

※①「名称」と②「仕様」シートの両方に名目を記入しないと、材料費、労務費の数量が反映されません。必ず「名称」と「仕様」シート両方に名目を入力して、さらに全体の数量を記入してください。

※次に名称と仕様を入力した直下のシートから、項目の「材料費」タブを選択し、費目、数量などを入力していきます。

※材料費は、①名称・②仕様シートの全体数量を分母にして、各費目の単位あたり(1㎡等)の金額記入を基本としてください。

例) 各費目の材料費総額÷全体施工数量 = 1単位あたりの材料費

※名称・仕様シートと同列で材料費タブを選択すると、計算式が正確に反映されませんので、必ず下図のように入力してください。

- ① 作業(工事)名称を記載
- ② 仕様(工程)と全体の数量を記載
- ③ 材料費タブを選択
- ④ 費目を記載
- ⑤ ④の必要数量を入力

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛	歩掛	単位	単価(円)	金額(円)	備考 <small>歩掛等に特記事項がある場合はここに記入</small>
					(人・日/数量)	(数量/人・日)				
XX作業	例) XX工程			940			m2	10,970	10,311,602	
		材料費	合板	2.00			m2	2,540	5,080	
		材料費	栈木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PT	1.00			m2	500	500	
			...						0	
		労務費	型枠工		0.13217	7.6	人・日 /m2	31,700	4,190	
									0	
									0	
									0	

材料費欄には  
記載・入力  
不要

※作業・工程ごとの単位あたりの材料費・労務費を算出し、そこに作業・工程ごとの全体数量を掛けて、材料費・労務費の合計金額を算出する方法を基本としていますが、各事業所の実情に応じて活用してください。

# 材料費・労務費の算出方法(2/5)

⑧で自動計算された金額に、「名称」「仕様」シート列の数量が反映され、材料費が算出されます。

※行数が不足する場合は、P.32～P.34をご参照ください。

標準見積書(小規模事業者向け)  
欄外に参考項目リスト有り

⑥ 費目に応じた単位を記載

⑦ 単価(単位数量当たりの費用)を入力

⑧ 数量(⑤)×単価(⑦)で自動計算される

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛	歩掛	単位	単価(円)	金額(円)	備考
					(人・日/数量)	(数量/人・日)				
XX作業	例) XX工程			940			m2	10,970	10,311,602	
		材料費	合板	2.00			m2	2,540	5,080	
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PT	1.00			m2	500	500	
			...						0	
		労務費	型枠工		0.13217	7.6	人・日 /m2	31,700	4,190	
									0	
									0	
									0	

材料費欄には  
記載・入力  
不要

※シート下部右下の材料費(合計)欄に合計額が表示されます。

材料費(合計)	¥6,373,200-
労務費(合計)	¥3,938,402-
総計	¥10,311,602-

- 材料費
- 労務費
- 法定福利費
- 安全衛生経費
- 建退共掛金
- 諸経費
- (参考)その他の費目

# 材料費・労務費の算出方法(3/5)

①「名称」②「仕様」シートに入力済みの作業（工事）ごとに労務費を入力します。

※材料費を入力したら、下図のように、その直下のシートに労務費を入力します。項目の「労務費」タブを選択し、職種を入力します。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

諸経費

(参考)その他の費目

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛	歩掛	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考 <small>歩掛等に特記事項がある場合はここに記入</small>
					(人・日/数量)	(数量/人・日)				
XX作業	例) XX工程			940			m2	10,970	10,311,602	
		材料費	合板	2.00			m2	2,540	5,080	
		材料費	栈木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	門	1.00			m2	500	500	
			...						0	
		労務費	型枠工		0.13217		人・日 /m2	31,700	4,190	
						7.6			0	

# 材料費・労務費の算出方法(4/5)

歩掛欄の「人・日/数量」または「数量/人・日」のいずれかの算出方法を選択して、歩掛を入力します。

※「歩掛」を基本として労務費を算出します。

※「歩掛」は、労務費に関する基準の基準値等に示されている歩掛を参考にして入力します。歩掛は「日当たり作業量（数量/人・日）」の方が参考としやすいです。

※基準値が示されていない職種等は、「自社の歩掛等」を参考に入力します。

## ⑤-1

### 単位施工量当たりの歩掛を入力

「労務費に関する基準」を参考として、作業内容・現場条件を踏まえ、自社の施工能力を勘案した歩掛を記入。

## ⑤-2

### 人日当たりの歩掛を入力

「労務費に関する基準」を参考として、歩掛(数量/人・日)の形で表示する場合はこちらに記入。

## ⑥適切な単位を記載

(m、m<sup>3</sup>、t、個、箇所、組など)

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛	歩掛	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考 <small>歩掛等に特記事項がある場合はここに記入</small>
					(人・日/数量)	(数量/人・日)				
XX作業	例) XX工程			940			m <sup>2</sup>	10,970	10,311,602	
		材料費	合板	2.00			m <sup>2</sup>	2,540	5,080	
		材料費	栈木	1.00			m <sup>2</sup>	1,200	1,200	
		材料費	PJ	1.00			m <sup>2</sup>	500	500	
			...						0	
		労務費	型枠工		0.13217	7.6	人・日 /m <sup>2</sup>	31,700	4,190	
									0	

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

諸経費

(参考) その他の費目

# 材料費・労務費の算出方法(5/5)

該当職種の公共工事設計労務単価（無い場合は特殊作業員の単価を参考）以上を基準とした金額を入力します。

※自動計算された⑧の金額に全体の数量を掛けた金額が労務費として算出されます。

※行数が不足する場合は、P.32～P.34をご参照ください。

## ⑦ 労務単価を入力

「労務費に関する基準」を参考として、  
公共工事設計労務単価以上を基準とした単価を入力します。

⑧ 歩掛×労務単価で自動計算されます。

⑨ 現場の状況が特殊で標準的な条件等における歩掛ではない歩掛を用いる必要がある場合の理由や根拠など、特記事項があれば記載してください

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛	歩掛	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考 <small>歩掛等に特記事項がある場合などに記入</small>
					(人・日/数量)	(数量/人・日)				
XX作業	例) XX工程			940			m2	10,970	10,311,602	
		材料費	合板	2.00			m2	2,540	5,080	
		材料費	栈木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PT	1.00			m2	500	500	
			...						0	
		労務費	型枠工		0.13217		人・日 /m2	31,700	4,190	
						7.6			0	

※シート下部右下の労務費（合計）欄に合計額が表示されます。

材料費（合計）	¥6,373,200-
労務費（合計）	¥3,938,402-
総計	¥10,311,602-

# 法定福利費の算出方法(1/4)

雇用保険の保険料率を入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

標準見積書(小規模事業者向け)  
欄外に備考有り

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

諸経費

(参考)その他の費目

法定福利費の明細書

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費  
(現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額)

名称	労務費	料率	金額 円(税抜)
	円		
雇用保険料		1.50%	12,569
健康保険料		1.50%	12,569
介護保険料	837959	2.50%	20,949
厚生年金保険料		3.00%	25,139
子ども・子育て拠出金		1.50%	12,569
合計			¥83,796-

建退共掛金  
(建設業退職金共済制度の掛金)

掛値	充当日数	金額 円(税抜)
円/日	人・日	
320	10	¥3,200-

元請等が証紙等購入の場合はチェックを入れてください

## ① 雇用保険の保険料率を記載

雇用保険料率は、事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められていますので、その中の『**建設の事業**』の保険料を参考にしてください。保険料率は、厚生労働省のウェブサイトから入手することが可能です。

## ■ 雇用保険料について (厚労省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

# 法定福利費の算出方法(2/4)

健康保険・介護保険の保険料率を入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

標準見積書(小規模事業者向け)  
欄外に備考有り

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

諸経費

(参考)その他の費目

法定福利費の明細書

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費  
(現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額)

名称	労務費	料率	金額 円(税抜)
	円		
雇用保険料		1.50%	12,569
健康保険料		1.50%	12,569
介護保険料	837959	2.50%	20,949
厚生年金保険料		3.00%	25,139
子ども・子育て拠出金		1.50%	12,569
合計			¥83,796-

建退共掛金  
(建設業退職金共済制度の掛金)

掛値	充当日数	金額 円(税抜)
円/日	人・日	
320	10	¥3,200-

元請等が証紙等購入の場合はチェックを入れてください

## ② 健康保険・介護保険の保険料率を記載

健康保険及び介護保険の保険料率は、各社で加入している協会けんぽ(全国健康保険協会)や健康保険組合の保険料率を用います。(協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県単位で定められています。)また、協会けんぽの介護保険の保険料率は、全国一律となっていますが、介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方のみです。保険料率算定に当たっては、これを考慮する必要があります。しかし、実際には見積段階で介護保険の対象となる40歳以上の現場労働者の割合を工事ごとに把握することは困難です。見積段階では、全ての現場作業員の方の加入を前提として介護保険に加入するための費用を内訳明示の対象としてください。

### ■ 健康保険及び介護保険の保険料について (協会けんぽHP)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/>

# 法定福利費の算出方法(3/4)

厚生年金保険、子ども・子育て拠出金の保険料率を入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

標準見積書(小規模事業者向け)  
欄外に備考有り

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

諸経費

(参考)その他の費目

法定福利費の明細書

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費  
(現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額)

名称	労務費	料率	金額 円(税抜)
	円		
雇用保険料		1.50%	12,569
健康保険料		1.50%	12,569
介護保険料	837959	2.50%	20,949
厚生年金保険料		3.00%	23,139
子ども・子育て拠出金		1.50%	12,569
合計			¥83,796-

建退共掛金  
(建設業退職金共済制度の掛金)

掛値	充当日数
円/日	人・日
320	10

元請等が証紙等購入の場合はチェックを入れてください

金額	
円(税抜)	
合計	¥3,200-

### ③ 厚生年金保険、子ども・子育て拠出金の保険料率を記載

厚生年金保険の保険料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されている保険料額表を参照することにより入手できます。(厚生年金基金に加入している場合には、当該厚生年金基金から保険料率を入手する必要があります。)

また、子ども・子育て拠出金の料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されているものを用いてください。

#### ■ 厚生年金保険料について (日本年金機構HP)

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/ryogaku/ryogakuhyo/index.html>

# 法定福利費の算出方法(4/4)

労務費に各保険料率を掛けた、法定福利費（事業主負担分）が算出されます。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

標準見積書(小規模事業者向け)  
欄外に備考有り

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

諸経費

(参考)その他の費目

法定福利費の明細書

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において明に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費  
(現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額)

名称	労務費	料率
	円	%
雇用保険料	837959	1.50%
健康保険料		1.50%
介護保険料		2.50%
厚生年金保険料		3.00%
子ども・子育て拠出金		1.50%

建退共掛金  
(建設業退職金共済制度の掛金)

掛価	充当日数
円/日	人・日
320	10

元請等が証紙等購入の場合はチェックを入れてください

金額	
円(税抜)	
	12,569
	12,569
	20,949
	25,139
	12,569
合計	¥83,796-

金額	
円(税抜)	
	¥3,200-
合計	¥3,200-

④ 金額  
労務費×料率(①～③)で自動計算される

雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険については、事業主の雇用人数や技能者の年齢等の事情によっては、法令上加入義務の対象とならない技能者も存在し、一人親方など、これらの保険に加入していない技能者（いわゆる『適用除外』の技能者）が建設工事に従事することもあり得ます。

ただし実際には、見積段階で各保険の事業主負担の発生しない現場作業員の方を把握することは実務上難しいと考えられますので、見積段階では、当該工事に従事する全ての現場作業員の方がこれらの保険に加入していることを前提として、法定福利費の事業主負担額を内訳明示の対象としてください。その後、発注者・元請負人（直近上位の注文者）と協議を行い、最終的な金額を決定してください。

「健保適用除外による建設国保加入事業所」などで、従業員の建設国保の保険料の一部を事業主が負担している場合等は、事業主負担分を法定福利費相当額として算出する、賃金に上乗せするなど、各事業所の実情に応じて計算、対応をしてください。









# 建退共掛金の算出方法

労務費の内訳シートを入力すると**自動計算（歩掛×労務費の総施工数量）**されますので確認ください。※**工事の総人工数の参考としても活用できます。**

元請等の上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入している場合は、チェックボックスにチェックを入れてください。

法定福利費の明細書

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費  
（現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額）

名称	労務費		料率
	円	%	
雇用保険料	837959	1.50%	
健康保険料		1.50%	
介護保険料		2.50%	
厚生年金保険料		3.00%	
子ども・子育て拠出金		1.50%	

金額	
円（税別）	
12,569	
12,569	
20,949	
25,139	
12,569	
合計	¥83,796-

建退共掛金  
（建設業退職金共済制度の掛金）

単価	充当日数
円/日	人・日
320	10

元請等が証紙等購入の場合はチェックを入れてください

金額	
円（税別）	
合計	¥3,200-

① 充当日数（総人工数換算）は労務費シートから自動算出（歩掛×施工数量）される

② 単価×充当日数で自動計算される。※端数は切り捨てで計算されるので、見積りには実情に応じて適切な金額を計上する。

③ 元請等の上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入している場合はチェックを入れる

チェックを入れると、鑑、明細書の金額欄に「0円（元請等が証紙等購入）」と表示される

## 建退共掛金の取扱い

国土交通省・厚生労働省においては、建設業退職金共済制度（建退共）の掛金について、公共工事・民間工事にかかわらず、元請事業者において、当該工事に従事する労働者分の掛金支払、退職金ポイント又は証紙交付事務を一括で受託することをお願いしています。また元請事業者は、自動計算された建退共掛金について、「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について（令和3年3月30日雇均勤発0330第1号・国不建整第186号（改正令和7年1月31日雇均勤発0131第2号・国不建振第149号））「第3 元請事業主が講ずべき具体的措置」の4.（1）②、5.（1）③及び6.を参考として確認いただき、購入すべき退職金ポイント・証紙の適切な見積をお願いいたします。元請又は上位の請負者が一括で掛金收受事務を行う場合には、下請は建退共掛金を見積もる必要はありません。

一方、受注者又は受注者の再下請先が建退共加入事業者であって、元請又は上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入しておらず、受注者が自ら掛金を支払う必要がある場合、受注者は、再下請先分を含め、建退共に参加している労働者の労働日数分を支払う掛金分を計上します。

# 【参考】建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について

## 第3 元請事業主が講ずべき具体的措置

### 1. 建退共制度関係事務の受託等の推進

(前略) 元請事業主は、下請事業主の雇用する被共済者を含め、当該工事に従事する全ての被共済者に対して掛金が充当されるよう措置を講じ得る立場にある。こうした観点からは、元請事業主において、下請事業主による掛金納付を一括して代行し、対象労働者の就労実績に応じ、適正に掛金を充当することが合理的かつ効率的な事務処理であるのみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであり、以下を踏まえて適切に対応すべきこととする。(後略)

### 4. 公共工事における電子申請方式の運用

#### (1) 退職金ポイントの購入及び発注機関に対する掛金収納書の提出等

② 元請事業主は、購入すべき退職金ポイントを算定するため、下請事業主から提出される『建設業退職金共済制度加入労働者数報告書』を踏まえ、当該工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。なお、この報告書の標準見積書は機構が定めているものがあるので、参考とすること(建退共事務受託様式第6号参照)。また、これによることが困難な場合に、機構が定めた『掛金納付の考え方について』(別添6)を参考とするときは、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に、

$$\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率 (\%)}}{70\%}$$

を乗じた値を参考とすべきことに留意すること。その際、できる限り、退職金ポイントの過剰な余りが生じないよう「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう努めること。

### 5. 公共工事における証紙貼付方式の運用

#### (1) 証紙の購入及び発注機関に対する掛金収納書の提出等

③ 元請事業主は、購入すべき証紙を算定するため、下請事業主から提出される『建設業退職金共済制度加入労働者数報告書』を踏まえ、当該工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。また、これによることが困難な場合に、機構が定めた『掛金納付の考え方について』を参考とするときは、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に

$$\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率 (\%)}}{70\%}$$

を乗じた値を参考とすべきことに留意すること。その際、できる限り、証紙の過剰な余りが生じないよう「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう努めること。

### 6. 民間工事における運用

(前略) 元請事業主においては、民間工事の場合においても公共工事と同様に、建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に下請事業主に交付等を行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上にも資するものであるので、適切な運用に努めること。その場合の掛金納付及び充当に関する事務の取扱いについては、公共工事における運用に準ずるものとする。ただし、4. (1) ③、④、⑥及び(3) ①、②、④並びに5. (1) ④、⑤、⑦及び(3) ①、②、⑤は適用しない。(攻略)

# 諸経費「建設労働者の雇用に伴う必要経費等（労務費等を除く）」等に記載

法定福利費・建退共掛金、安全衛生経費以外の必要な項目、金額を記載してください。※鑑シートの合計金額には自動反映されません。

標準見積書（小規模事業者向け）  
欄外に参考項目リスト有り

- 材料費
- 労務費
- 法定福利費
- 安全衛生経費
- 建退共掛金
- 諸経費
- (参考) その他の費目

諸経費（現場管理費等）

費目名	名称	備考	金額 円（税抜）
現場管理費等 ※現場に係る経費等			
諸経費（現場管理費等） 小計			¥0-

諸経費（一般管理費等）

費目名	名称	備考	金額 円（税抜）
一般管理費等 ※事業を営む上で係る経費等			
諸経費（一般管理費等） 小計			¥0-
諸経費の合計			¥0-

- ① 経費名称を記載
- ② 備考がある場合に記載
- ③ 金額を記載
- ④ 合計金額が自動計算される
- ① 経費名称を記載
- ② 備考がある場合に記載
- ③ 金額を記載（1日単位）
- ④ 合計金額が自動計算される
- ⑤ 諸経費の合計金額が自動計算される

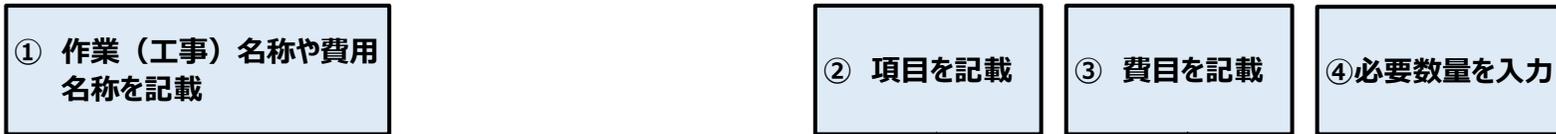
※ 見積書の鑑シート合計には諸経費の金額は反映されませんので、鑑の「(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費等（労務費等を除く）」に、実情に応じて、工事に係る諸経費を入力して適切に工事代金に反映してください。

# (参考) その他の費目

P.14～P.30で確認したもの以外の経費についても、必要に応じて「【シート3】材料費・労務費等シート」にて自由に適切な項目名や単位、数量を記載して費用を記載することもできます。実情に応じて活用ください（任意の自由記載となります）。

※材料費・労務費タブ以外の項目は、シート3、鑑シートの合計金額に反映されませんので、その他の費目等を記載する際は、各事業所で適切に見積り金額に反映などしてください。

材料費  
労務費  
法定福利費  
安全衛生経費  
建退共掛金  
諸経費  
(参考) その他の費目



見積書合計金額(税込)(A)のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛	歩掛	単位	単価(円)	金額(円)	備考
					(人・日/数量)	(数量/人・日)				
XX作業	例) XX工程			940			m2	10,970	10,311,602	自動) XX工程の合計金額
		材料費	合板	2.00			m2	2,540	5,080	
		材料費	栈木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PJ)	1.00			m2	500	500	
			...						0	
		労務費	型枠工	1.00	0.13217		1日/m2	31,700	4,190	
						0.76			0	
〇〇資材		材料費		940			m2	3,000	2,820,000	
△△費(建設費)		運搬費	HHH	20			台	3,000	60,000	
		処分費	HHH	100			m	3,000	300,000	
諸経費									0	
									0	

★材料費・労務費タブ以外の金額は、シート3、鑑シートの合計金額には反映されませんので、各事業所で実情に応じて適切に見積り金額に反映などしてください。

**(参考) 建設副産物の処理等に要する費用について**  
建設副産物処理費は、建設現場から発生する建設副産物を他工事現場や再資源化施設、処分場等に運搬するための経費や、その処理に要する経費です。なお、再下請をする場合は、再下請先が必要とする建設副産物の処理等に要する費用も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

※行数が不足する場合は、P.32～P.34をご参照ください。

# (参考)行を挿入する方法

行数が不足する場合は、以下の手順で行の挿入をお願いします。

※ あらかじめ数式が入力されている表へ行を挿入する場合は、「数式を反映する方法 (P.33-34)」も必ず実施してください。



② ホームを選択

① 挿入したい行のセルを選択

仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛	歩掛	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考
				(人・日/数量)	(数量/人・日)				
XX作業	例) XX工程		940			m2	10,970	10,311,602	
	材料費	合板	2.00			m2	2,540	5,080	
	材料費	栈木	1.00			m2	1,200	1,200	
	材料費	PJ	1.00			m2	500	500	
		...						0	
	労務費	型枠工	1.00	0.13217		人・日 /m2	31,700	4,190	
					0.76			0	
	材料費		940			m2	3,000	2,820,000	
備	建設発生土	運搬費	HHH	20		台	3,000	60,000	
	建設発生土	処分費	HHH	100		m	3,000	300,000	
								0	
								0	

# (参考)数式を反映する方法(1/2)

数式のコピーは、以下の手順 (①～④) でお願いします。

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛	歩掛	単位	単価 (円)	金額 (円)
					(人・日/数量)	(数量/人・日)			
XX作業	例) XX工程			940			m2	10,970	10,311,602
		材料費	合板	2.00			m2	2,540	5,080
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200
		材料費	PJ	1.00			m2	500	500
			...						0
		労務費	型枠工	1.00	0.13217		人・日 /m2	31,700	4,190
						0.76			0
〇〇資材		材料費		940			m2	3,000	2,820,000
△△費 (例: 建設費)	建設発生土	運搬費	HHH	20			台	3,000	60,000
	建設発生土	処分費	HHH	100			m	3,000	300,000
									0
									0

① 数式があらかじめ入力されているセルを右クリック

メニューの検索

切り取り(I)

コピー(C)

貼り付けのオプション:



形式を選択して貼り付け(S)...

挿入(I)...

削除(D)...

数式と値のクリア(N)

クイック分析(Q)

② コピーをクリック

# (参考)数式を反映する方法(2/2)

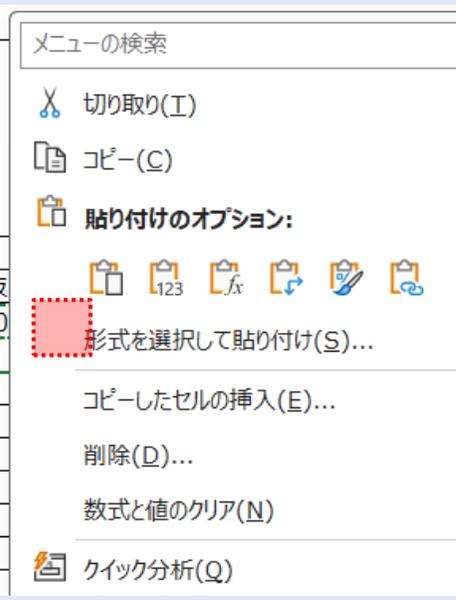
数式のコピーは、以下の手順 (①～④) でお願いします。



名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛	歩掛	単位	単価 (円)	金額 (円)
					(人・日/数量)	(数量/人・日)			
XX作業	例) XX工程			940			m2	10,970	10,311,607
		材料費	合板	2.00			m2	2,540	5,080
		材料費	栈木	1.00			m2	1,200	1,200
		材料費	PJ	1.00			m2	500	500
			...						0
		労務費	型枠工	1.00	0.13217		人・日 /m2	31,700	4,190
						0.76			0
〇〇資材		材料費		940			m2	3,000	2,820,000
△△費 (例: 建設費)	建設発生土	運搬費	HHH	20			台	3,000	60,000
	建設発生土	処分費	HHH	100			m	3,000	300,000
									0
									0

③ 新たに行を挿入したセル (→P.31) 右クリック

④ 「fx」をクリック



メニューの検索

- 切り取り(I)
- コピー(C)
- 貼り付けのオプション:
  - 形式を選択して貼り付け(S)...
  - コピーしたセルの挿入(E)...
  - 削除(D)...
  - 数式と値のクリア(N)
- クイック分析(Q)

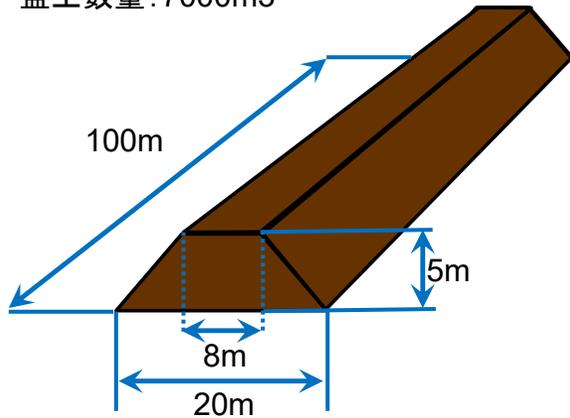
## **留意事項**

**国土交通省標準見積書書き方ガイド等より抜粋**

- 歩掛は単体量当たりの作業を行う際に必要な労力
- 単体量の作業を行う場合には、単価表に記載されている労力が必要になる

例えば、ある作業・・・築堤盛土

盛土数量:7000m<sup>3</sup>



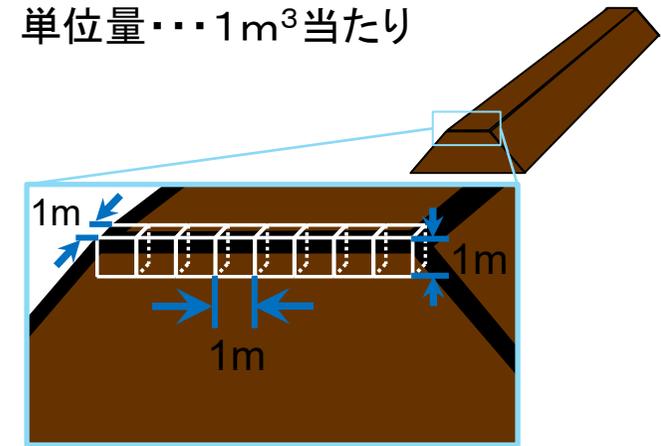
とある施工班・・・

- ブルドーザ(湿地、7t級) 1台
- 振動ローラ(土工用、11~12t) 1台
- 運転手(特殊) 2人
- 普通作業員 1人

で一班を編成して施工する



単体量・・・1m<sup>3</sup>当たり



必要な  
労力を  
考えると

工事名	鯉土竜川改良工事 (当初)		工種区分	河川工事
単価表○-○	築堤盛土(幅4.0m以上、施工数量10,000m <sup>3</sup> 未満、障害無し)		1m <sup>3</sup> 当たり	単価表
種別	細別	規格	単位	数量
労務費	運転手(特殊)		人	0.0054
	普通作業員	7t級ブルドーザ(賃料)	人	0.0027
材料費	軽油		L	0.5730
機械費	ブルドーザ	湿地 7t級	日	0.0027
	振動ローラ	土工用 質量11~12t	日	0.0027
諸雑費	まるめ		式	1
築堤盛土(幅4.0m以上、施工数量10,000m <sup>3</sup> 未満、障害無し)の日当たり施工量			m <sup>3</sup> /日	370

×370(1日当たり  
施工できる数量)  
すると・・・

数量
2人
1人
212 L
1日
1日

ここが  
歩掛

この作業を1日  
行う際に必要な  
労力が分かる

×7,000  
(施工数量)  
すると・・・

数量
38人
19人
4,028 L
19日
19日

この工事で必要  
なトータル  
の労力が分かる

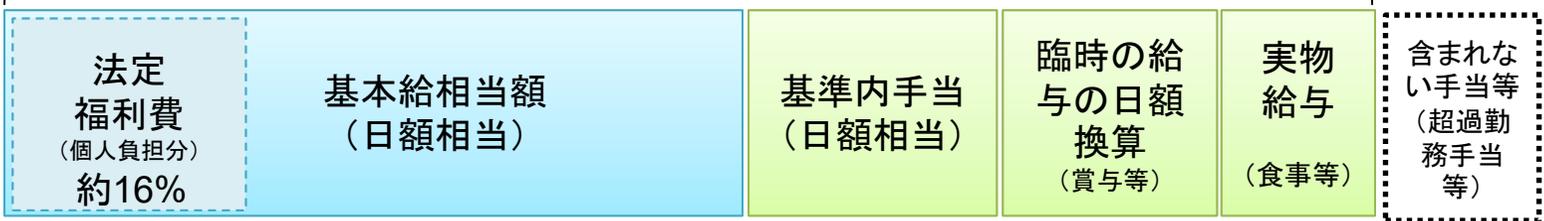
# 「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価を設定**  
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、**所定時間外の労働に対する割増賃金**や、**事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)**、**工事施工にあたる企業の継続運営に必要な一般管理費等の諸経費は含まれていない**
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引くことは不当行為**

## ※イメージ図

新単価の加重平均 25,834円(100%)

労働者本人が  
受け取るべき賃金  
(≡ 労務単価)

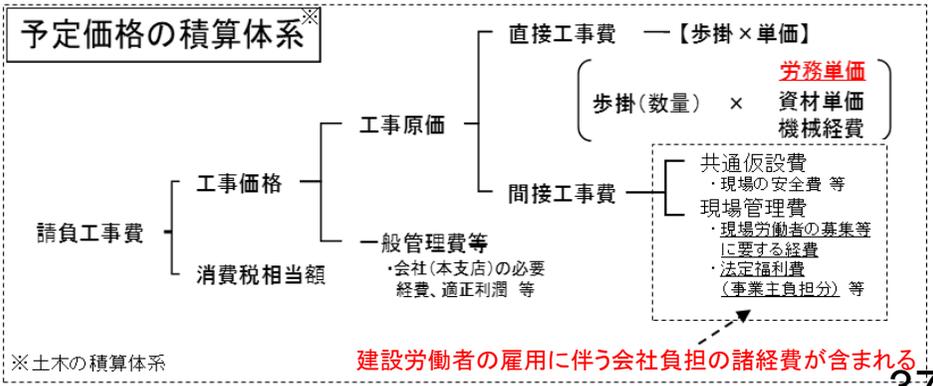


この他に**事業主が**  
支払う人件費  
(必要経費)



12,400円(48%)

**労務単価が25,834円(100%)の場合には、**  
**事業主が労働者一人の雇用に必要な経費は、**  
**38,234円(148%)**になることに留意が必要



※土木の積算体系

## 1. 内訳明示を求める見積書の段階に関する事項

本「ガイド」で解説している、労務費等を内訳明示した見積書は、契約締結のための精算見積段階(契約締結の前提となる設計図書等が整った段階) における価格交渉において活用していただくことを想定しています。

設計の精度が十分でない場合の概算での見積書など全て労務費を内訳明示しなければならないわけではありません。

## 2. 見積期間に関する事項

建設業法施行令第6条に即し、工事一件の予定価格（税込）に応じて、原則として以下の通りの見積期間を確保する必要があります。

工事一件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上

工事一件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上

工事一件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

なお、上記の期間を確保すれば十分というわけではなく、個々の工事の規模や状況に応じ、当事者間で適切な見積期間を確保するようにしてください。

## 3. 作成する媒体に関する事項

本「標準見積書」は、見積書作成支援ツールとして、単位・単価・数量などの必要項目を入力することで見積書が作成できるExcelファイルで提供されており、作成の利便性や、当初・最終見積書の比較容易性、データ蓄積の容易性などを鑑み、電子媒体で作成することを推奨します。

## 4. 見積書の保存に関する事項

新たなルール下においては、建設業者は、建設業法第20条に基づく建設工事の請負契約に際して労務費・必要経費等を内訳明示した見積書（「材料費等記載見積書」）を作成した場合は、その見積書と関係する契約締結前に作成した打合せ記録について、10年間保存する義務が課せられます。

その際、契約締結の前提となる設計図書等が整った段階において建設業者が最初に発注者に提出した「当初見積書」と、交渉の結果契約段階で固まった「最終見積書」の両方を保存してください。

## 5. 建設副産物の適正処理に要する費用に関する事項

元請負人及び下請負人は、建設副産物の適正処理の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確化し、見積書に明示することが望まれます。

建設副産物の処理等に要する経費について、契約締結後の状況により予期せぬ変更が生じた場合にも、元請負人と下請負人と協議の上、適切に変更契約を行い請負代金に反映することが必要です。

## 6. 本「標準見積書」の仕様に関する事項

本「標準見積書」は、建設工事の請負契約に際して労務費・必要経費等を内訳明示した見積書を取り交わす商慣行の定着に向け、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を作成する際に、総額によるものではなく、その中に含まれる労務費・必要経費等を内訳として明示するに当たって参考となるよう作成したものです。

従って、本「標準見積書」について、これを用いて見積書を作成しなかったからといって、直ちに建設業法違反となるわけではありませんが、労務費・必要経費等の内訳を明示した見積書の作成が建設業法上のルールとして努力義務となります。

一方で、個々の契約に際して、

- ① 労務費・必要経費等を内訳明示した見積書（「材料費等記載見積書」）について、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような見積りや見積り変更を求めること、
- ② また、注文者において自己の取引上の地位を不当に利用し、又は、受注者において正当な理由なく、建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない請負代金の額による請負契約を締結することは建設業法違反とされています。

従って、これらの点にも留意し、請負契約において必要額が盛り込まれるようにするとともに、適正な見積り・契約等であることについて、許可行政庁等に対してしっかり説明できるようにしていただくことが重要です（建設業法第19条の3、第20条第2項、第6項）。